

第86回

定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

場所

愛知県知多郡武豊町字大門田11番地
武豊町民会館 輝きホール

● 目次

第86回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
計算書類	16
監査報告書	20
株主総会参考書類	23
<会社提案>	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	
■ 第2号議案 取締役4名選任の件	
■ 第3号議案 監査役1名選任の件	
<株主提案>	
■ 第4号議案 定款一部変更の件①	
■ 第5号議案 定款一部変更の件②	

ユタカフーズ株式会社

証券コード 2806

証券コード2806
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

愛知県知多郡武豊町字川脇34番地の1
ユタカフーズ株式会社
代表取締役社長 橋 本 淳

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第86回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yutakafoods.co.jp/ir/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択の上、ご覧ください。

【ネットで招集】

<https://s.srdb.jp/2806/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
2. 場 所 愛知県知多郡武豊町字大門田11番地
武豊町民会館 輝きホール
3. 目的事項
報告事項 第86期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 〈株主提案（第4号議案から第5号議案まで）〉
 - 第4号議案 定款一部変更の件①
 - 第5号議案 定款一部変更の件②

以 上

~~~~~  
 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

- ・事業報告の会社の体制及び方針
- ・計算書類の個別注記表

本書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

# 議決権行使 についてのご案内

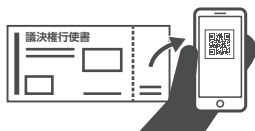
後記の株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前にご行使いただく場合

### ● 「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

**2026年6月23日(火曜日)**  
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下  
「スマートフォン用議決権行使ウェブ  
サイトログインQRコード」をスマートフォ  
ンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は4ページをご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

**2026年6月23日(火曜日)**  
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙  
に記載の議決権行使コード及びパスワード  
をご利用の上、画面の案内に従って  
議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は4ページをご覧ください。

### ● 書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

**2026年6月23日(火曜日)**  
午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に  
対する賛否をご表示いただき、行使  
期限までに当社株主名簿管理人に  
到着するようご返送ください。

詳細は5ページをご覧ください。

## 当日ご出席される場合

### ● 株主総会へ出席 ●



#### 株主総会開催日時

**2026年6月24日(水曜日)**  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参  
いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が大変混雑  
いたしますので、お早めのご来場を  
お願い申し上げます。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

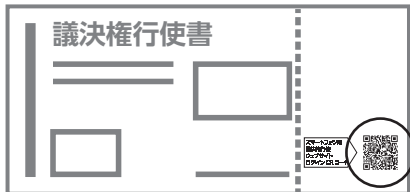
議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## ●「スマート行使」によるご行使●

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

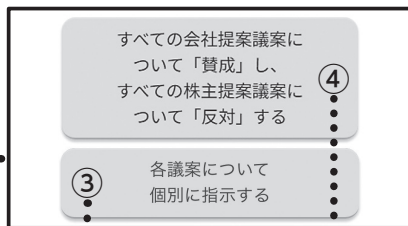


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

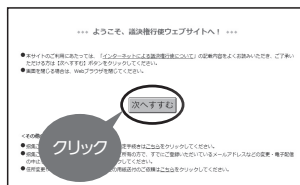
### ④すべての会社提案議案について「賛成」し、すべての株主提案議案について「反対」する

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

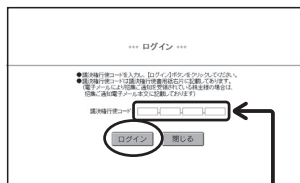
## ●パソコン等によるご行使●

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



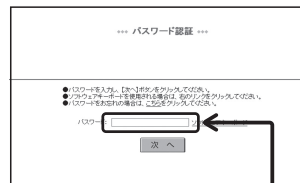
### ②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 「すべての会社提案議案について「賛成」し、すべての株主提案議案について「反対」する」を選択すると、会社提案議案には賛成、株主提案議案には反対が入力されます。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## ● 書面による議決権行使 ●

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱います。

議決権  
行使  
期限

2026年6月23日（火曜日）  
午後5時到着分まで

### 議決権行使書用紙イメージ

| <b>議決権行使書</b><br>ユタカフーズ株式会社 御中<br>私は、2026年6月24日開議の貴社第8回定時株主総会（継続または臨時株主総会）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。<br>2026年 6月 日<br>各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示がなかったものとして取り扱います。<br>ユタカフーズ株式会社              |       | 株主番号<br>議決権行使回数<br>姓 |             |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------|-------------|-------|------|---|---|---|------|---|---|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|-------|------|---|---|------|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案（付帯議案）</th> <th>第3号議案</th> </tr> <tr> <td>会社提案</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株主提案</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> | 議案    | 第1号議案                | 第2号議案（付帯議案） | 第3号議案 | 会社提案 | ○ | ○ | ○ | 株主提案 | ○ | ○ | ○ | <table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第4号議案</th> <th>第5号議案</th> </tr> <tr> <td>会社提案</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>株主提案</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> | 議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 会社提案 | ○ | ○ | 株主提案 | ○ | ○ | (ご注意)<br>株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第4号議案につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。 |
| 議案                                                                                                                                                                                                                        | 第1号議案 | 第2号議案（付帯議案）          | 第3号議案       |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |
| 会社提案                                                                                                                                                                                                                      | ○     | ○                    | ○           |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |
| 株主提案                                                                                                                                                                                                                      | ○     | ○                    | ○           |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |
| 議案                                                                                                                                                                                                                        | 第4号議案 | 第5号議案                |             |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |
| 会社提案                                                                                                                                                                                                                      | ○     | ○                    |             |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |
| 株主提案                                                                                                                                                                                                                      | ○     | ○                    |             |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |
| インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。                                                                                                                                        |       |                      |             |       |      |   |   |   |      |   |   |   |                                                                                                                                                                                |    |       |       |      |   |   |      |   |   |                                                                                               |

**お 願 い**

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月23日午後5時までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行われる場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトアクセスし2026年6月23日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォンアプリ  
議決権行使書  
ダウンロード  
QRコード  
※詳細は「株主総会参考書類」の裏面裏面参照。

**ユタカフーズ株式会社**

**第4号議案から第5号議案**  
は株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は28頁以降をご参照ください。

### ▶▶ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

#### 会社提案・取締役会の意見に **ご賛同**いただける 場合

| 議案   | 第1号議案 | 第2号議案（付帯議案） | 第3号議案 |
|------|-------|-------------|-------|
| 会社提案 | ○     | ○           | ○     |
| 株主提案 | ○     | ○           | ○     |

| 議案   | 第4号議案 | 第5号議案 |
|------|-------|-------|
| 株主提案 | ○     | ○     |
| 会社提案 | ○     | ○     |

#### 会社提案・取締役会の意見に **反対**される 場合

| 議案   | 第1号議案 | 第2号議案（付帯議案） | 第3号議案 |
|------|-------|-------------|-------|
| 会社提案 | ○     | ○           | ○     |
| 株主提案 | ○     | ○           | ○     |

| 議案   | 第4号議案 | 第5号議案 |
|------|-------|-------|
| 株主提案 | ○     | ○     |
| 会社提案 | ○     | ○     |

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境に改善がみられ緩やかな回復傾向で推移している中、国際情勢が緊迫化し資源価格が高騰していることや、金融市場の変動により、先行きは不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、継続する物価上昇による消費意欲の衰退、より一層食への安心・安全に対する関心が高まるとともに、原材料価格の高騰は続くと思われ、事業を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

このような状況の中、当社は独自技術・設備を最大限に活用した商品展開、社会環境を踏まえた収益基盤の強化と安定稼働、持続的な企業価値の向上を目指す経営を基本方針として取り組み、当事業年度はチルド新工場の稼働を開始させるなど、経営効率の向上と利益目標の達成に取り組んで参りました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高は14,988百万円と前年同期と比べ533百万円(3.7%)の増収となり、営業利益は143百万円と前年同期と比べ538百万円(79.0%)、経常利益は291百万円と前年同期と比べ509百万円(63.6%)、当期純利益は204百万円と前年同期と比べ349百万円(63.1%)の減益となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

液体部門は、受託数増加により、売上高は5,021百万円と前年同期と比べ290百万円(6.1%)の増収となりましたが、原材料費高騰の影響が大きくセグメント利益は122百万円と前年同期と比べ6百万円(4.8%)の減益となりました。

粉体部門は、顆粒製品の受託が伸び、売上高は5,227百万円と前年同期と比べ384百万円(7.9%)の増収となり、セグメント利益は398百万円と前年同期と比べ192百万円(93.1%)の増益となりました。

チルド食品部門は、新工場の稼働が開始し受託が増加したことにより、売上高は1,918百万円と前年同期と比べ116百万円(6.4%)の増収となりましたが、新工場稼働に伴う減価償却費及び諸経費の増加により、セグメント損失457百万円(前年同期は243百万円のセグメント利益)となりました。

即席麺部門は、前年並みに推移し、売上高は1,936百万円と前年同期と比べ20百万円(1.1%)の増収となりましたが、セグメント利益は64百万円と前年同期と比べ25百万円(28.4%)の減益となりました。



さらに、企業活動における社会的責任の重さを充分認識し、環境保全活動への取り組み、コンプライアンス体制の強化等を推進し、お客様に信頼される企業を目指し、積極的に事業を展開し、社業の発展を図る所存であります。

なお、通期の業績予想につきましては、売上高15,900百万円（前期比6.1%増）、営業利益10百万円（前期比93.0%減）、経常利益111百万円（前期比61.8%減）、当期純利益107百万円（前期比47.6%減）を目標としております。

#### (4) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別   | 第 83 期<br>(2022年4月～<br>2023年3月) | 第 84 期<br>(2023年4月～<br>2024年3月) | 第 85 期<br>(2024年4月～<br>2025年3月) | 第86期(当期)<br>(2025年4月～<br>2026年3月) |
|-------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高       | 13,740百万円                       | 13,804百万円                       | 14,455百万円                       | 14,988百万円                         |
| 経 常 利 益     | 1,010百万円                        | 697百万円                          | 800百万円                          | 291百万円                            |
| 当 期 純 利 益   | 683百万円                          | 459百万円                          | 553百万円                          | 204百万円                            |
| 1 株当たり当期純利益 | 98円37銭                          | 66円15銭                          | 79円68銭                          | 29円41銭                            |
| 純 資 産       | 21,652百万円                       | 22,157百万円                       | 22,504百万円                       | 23,019百万円                         |
| 総 資 産       | 24,534百万円                       | 24,871百万円                       | 25,755百万円                       | 26,676百万円                         |

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第83期は、即席麺の受託が低調に推移したことにより、経常利益が減少しました。
3. 第84期は、液体部門において、受託数の減少及び原材料高騰の影響が大きく、経常利益が減少しました。
4. 第85期は、液体部門及び即席麺部門の受託が伸びたことにより、経常利益が増加しました。
5. 第86期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

#### (5) 主要な事業内容

- ① 市販用及び業務用の液体及び粉体等の製造販売及び受託製造
- ② マルちゃん製品の液体、粉体、チルド食品及び即席麺等の受託製造

## (6) 主要な営業所及び工場

| 名 称       | 所 在 地             |
|-----------|-------------------|
| 本 社 工 場   | 愛 知 県 知 多 郡 武 豊 町 |
| 鳥 取 工 場   | 鳥 取 県 境 港 市       |
| 東 京 営 業 所 | 東 京 都 港 区         |

## (7) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|--------|---------|-------------|
| 271名    | 7名減    | 39.1歳   | 16.1年       |

(注) 上記従業員数には臨時従業員6名は含んでおりません。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

#### ア. 親会社との関係

当社の親会社は東洋水産株式会社で、同社は当社の株式を3,533千株（持株比率50.86%）保有いたしております。

当社は、東洋水産グループの一員として、東洋水産株式会社より即席麺・チルド食品等の生産を受託しております。長年築きあげてきた調味料の製造技術・設備を有しており、チルド食品においては中部地区の生産拠点として重要な役割を担っております。

#### イ. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場価格や市場金利を勘案して都度親会社との協議の上で、その他の取引先との取引におけるものと同様の取引条件を決定しており、少数株主の利益を害することのないよう取引を行っております。また、当社取締役会は、かかる措置が講じられていることから、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,947,521株(自己株式 1,884,790株を除く)
- (3) 株主数 2,540名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 東 洋 水 産 株 式 会 社                                             | 3,533千株 | 50.86%  |
| VASANTA MASTER FUND PTE. LTD.                               | 339千株   | 4.89%   |
| 株 式 会 社 榎 本 武 平 商 店                                         | 210千株   | 3.02%   |
| ユ タ カ フ ー ズ 従 業 員 持 株 会                                     | 203千株   | 2.92%   |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                      | 184千株   | 2.65%   |
| 株 式 会 社 あ い ち 銀 行                                           | 85千株    | 1.22%   |
| 大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社                                         | 80千株    | 1.15%   |
| 焼 津 水 産 化 学 工 業 株 式 会 社                                     | 76千株    | 1.09%   |
| 知 多 信 用 金 庫                                                 | 74千株    | 1.06%   |
| CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/AIF CUSTOMERS ACCOUNT | 66千株    | 0.96%   |

(注) 持株比率は自己株式(1,884,790株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|-----------|---------|-------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 橋 本 淳   |                                     |
| 取 締 役     | 山 本 芳 明 | 本社工場長                               |
| 取 締 役     | 大 茂 為 継 | 株式会社マルモ代表取締役社長                      |
| 取 締 役     | 日 野 恵美子 | 愛知淑徳大学ビジネス学部教授                      |
| 常 勤 監 査 役 | 奥 田 裕 治 |                                     |
| 監 査 役     | 花 井 謙 造 | 公認会計士・税理士花井会計事務所代表<br>株式会社TSON社外監査役 |
| 監 査 役     | 中 野 晴 之 | 中野倉庫運輸株式会社監査役<br>愛知工業大学経営学部非常勤講師    |

- (注) 1. 取締役大茂為継氏及び日野恵美子氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役花井謙造氏及び中野晴之氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役花井謙造氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役の大茂為継氏及び日野恵美子氏並びに監査役の花井謙造氏及び中野晴之氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役大茂為継氏及び日野恵美子氏並びに社外監査役花井謙造氏及び中野晴之氏との間で責任限定契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の概要は、次のとおりです。

- ・被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る争訟費用や損害賠償金等が填補の対象とされております。

- ・被保険者による保険料の実質的負担割合は概ね1割とされ、残りを会社が負担しております。
- ・会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を10百万円とし、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象から除外しております。
- ・保険期間は、2026年3月1日から1年間ですが、当該期間満了後も同内容で更新する予定であります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の取締役及び監査役の報酬等は、基本報酬・賞与及び退職慰労金により構成するものとします。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額100百万円（2012年6月27日開催定時株主総会決議）の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて、年間の報酬額を決定します。

賞与については、当社の経常利益に基づいて計算された総額を各取締役の従来に支給した役員賞与の額その他諸般の事情に基づいて決定します。株主総会で決議された報酬限度額内にて収まる場合には株主総会の決議事項とはしない運用をしております。各取締役の基本報酬と賞与の割合については特に定めのないものとします。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみにより構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、一定の金額を当該社外取締役との協議により決定するものとします。

取締役の個人別の報酬等の決定方法については、各期ごとに社外取締役及び社外監査役を含め取締役会に諮った上で決定するものとしておりますが、原則として、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づいて個人別の報酬等の金額を決定するものとします。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 賞与       | 退職慰労金    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 39<br>(6)       | 32<br>(6)       | 6<br>(-) | 0<br>(-) | 4<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 17<br>(6)       | 15<br>(6)       | 1<br>(-) | 0<br>(-) | 3<br>(2)              |
| 合計               | 57              | 48              | 7        | 1        | 7                     |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

2. 当期末の取締役の人数は4名、監査役の人数は3名であります。

3. 上記①の決定方針は、2021年3月12日開催の取締役会にて決議されたものですが、上記②記載の当該事業年度の取締役の報酬等も、上記①の決定方針に沿うものであることを2026年5月15日開催の取締役会において確認しております。すなわち、当該事業年度の取締役の報酬等も基本報酬と賞与により構成されており、社外取締役及び社外監査役の全員が参加した2025年6月25日開催の取締役会で、基本報酬・賞与については2012年6月27日開催の定時株主総会で決議いただいた年額100百万円以内（当該定時株主総会終結時の取締役の員数は4名）で2025年7月以降の取締役4名の各報酬額を決定するにあたり、それぞれの具体的金額の全部について代表取締役社長橋本淳氏に委任しており、同氏がかかる委任に基づき、基本報酬及び賞与の各報酬ごとに、社外取締役及び社外監査役にも共有された基本報酬基準に基づいて個人別の報酬額をそれぞれ決定しております。なお、当社取締役会が、代表取締役社長橋本淳氏に対して上記委任をいたしました理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支払う各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該決定においては社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づくものとして客観性を担保し、かつ、実際の決定が当該基準に基づいているかどうかについて社外取締役及び社外監査役の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。また、同氏は、適宜必要に応じて、各社外取締役及び社外監査役の客観的な観点からの提言、助言を受けております。
4. 監査役の報酬限度額は2012年6月27日開催の定時株主総会において年額30百万円以内（当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名）で、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職の状況                            | 重要な兼職先と当社との関係                   |
|-----|-------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 取締役 | 大茂為継  | 株式会社マルモ代表取締役社長                      | 相互に取引がありますが、その取引額はともに2%未満であります。 |
|     | 日野恵美子 | 愛知淑徳大学ビジネス学部教授                      | 重要な取引その他の関係はありません。              |
| 監査役 | 花井謙造  | 公認会計士・税理士花井会計事務所代表<br>株式会社TSON社外監査役 | 重要な取引その他の関係はありません。              |
| 監査役 | 中野晴之  | 中野倉庫運輸株式会社監査役<br>愛知工業大学経営学部非常勤講師    | 重要な取引その他の関係はありません。              |

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分  | 氏名    | 取締役会出席状況 | 監査役会出席状況 | 主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                      |
|-----|-------|----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 大茂為継  | 13回中12回  | —        | 長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。                                  |
|     | 日野恵美子 | 13回中12回  | —        | 愛知淑徳大学ビジネス学部教授として企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 監査役 | 花井謙造  | 13回中13回  | 13回中13回  | 議案審議等の必要に応じ、主として公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。                                                                        |
|     | 中野晴之  | 13回中13回  | 13回中13回  | 愛知工業大学経営学部非常勤講師として深い知見を有しており、議案審議等の必要に応じ、主として前職の経験から製薬及び食品業界の監査役として専門的見地から発言を行っております。                                  |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ふじみ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
16百万円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                 |               |
|-----------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
|                 | 百万円           |                         | 百万円           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>5,036</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>2,419</b>  |
| 現金及び預金          | 354           | 買掛金                     | 1,316         |
| 売掛金             | 2,008         | リース債務                   | 0             |
| 商品及び製品          | 554           | 未払金                     | 503           |
| 仕掛品             | 24            | 未払費用                    | 429           |
| 原材料及び貯蔵品        | 336           | 前受金                     | 0             |
| 前払費用            | 0             | 賞与引当金                   | 155           |
| 関係会社短期貸付金       | 200           | 役員賞与引当金                 | 7             |
| 未収消費税等          | 1,469         | その他の流動負債                | 6             |
| その他の流動資産        | 95            |                         |               |
| 貸倒引当金           | △7            |                         |               |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>21,639</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,236</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>18,272</b> | 退職給付引当金                 | 1,006         |
| 建物              | 9,652         | 役員退職慰労引当金               | 8             |
| 構築物             | 564           | 繰延税金負債                  | 221           |
| 機械及び装置          | 6,867         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>3,656</b>  |
| 車両運搬具           | 2             |                         |               |
| 工具、器具及び備品       | 261           |                         |               |
| 土地              | 869           |                         |               |
| リース資産           | 0             |                         |               |
| 建設仮勘定           | 53            |                         |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>227</b>    |                         |               |
| ソフトウェア          | 221           |                         |               |
| その他の無形固定資産      | 6             |                         |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,139</b>  |                         |               |
| 投資有価証券          | 2,967         |                         |               |
| 関係会社株式          | 32            |                         |               |
| 出資金             | 0             |                         |               |
| 長期前払費用          | 89            |                         |               |
| 前払年金費用          | 9             |                         |               |
| その他の投資その他の資産    | 40            |                         |               |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>26,676</b> | <b>株 主 資 本</b>          | <b>21,555</b> |
|                 |               | 資 本 金                   | 1,160         |
|                 |               | 資 本 剰 余 金               | 1,160         |
|                 |               | 資 本 準 備 金               | 1,160         |
|                 |               | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>22,693</b> |
|                 |               | 利 益 準 備 金               | 167           |
|                 |               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 22,525        |
|                 |               | 別 途 積 立 金               | 12,220        |
|                 |               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 10,305        |
|                 |               | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△3,458</b> |
|                 |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,463         |
|                 |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,463         |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>23,019</b> |
|                 |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>26,676</b> |

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
|              | 百万円 | 百万円    |
| 売上高          |     | 14,988 |
| 売上原価         |     | 14,042 |
| 売上総利益        |     | 945    |
| 販売費及び一般管理費   |     | 802    |
| 営業利益         |     | 143    |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 129 |        |
| 雑収入          | 27  | 156    |
| 営業外費用        |     |        |
| 減価償却費        | 5   |        |
| 雑支出          | 3   | 8      |
| 経常利益         |     | 291    |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 1   |        |
| 投資有価証券売却益    | 63  |        |
| 補助金収入        | 14  | 79     |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除売却損     | 27  |        |
| 固定資産撤去費用     | 50  |        |
| 投資有価証券売却損    | 4   | 81     |
| 税引前当期純利益     |     | 288    |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 109    |
| 法人税等調整額      |     | △24    |
| 当期純利益        |     | 204    |

**株主資本等変動計算書**  
(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

|                             | 株 主 資 本      |              |               |
|-----------------------------|--------------|--------------|---------------|
|                             | 資 本 金        | 資 本 剰 余 金    |               |
|                             |              | 資 本 準 備 金    | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 2025年4月1日期首残高               | 百万円<br>1,160 | 百万円<br>1,160 | 百万円<br>1,160  |
| 事業年度中の変動額                   |              |              |               |
| 剰余金の配当                      |              |              |               |
| 当期純利益                       |              |              |               |
| 自己株式の取得                     |              |              |               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |              |              |               |
| 事業年度中の変動額合計                 | -            | -            | -             |
| 2026年3月31日期末残高              | 1,160        | 1,160        | 1,160         |

|                             | 株 主 資 本    |               |               |               |               |               |
|-----------------------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                             | 利 益 剰 余 金  |               |               |               | 自 己 株 式       | 株 主 資 本 計     |
|                             | 利益準備金      | その他利益剰余金      |               | 利益剰余金<br>合 計  |               |               |
|                             |            | 別途積立金         | 繰越利益剰余金       |               |               |               |
| 2025年4月1日期首残高               | 百万円<br>167 | 百万円<br>12,220 | 百万円<br>10,379 | 百万円<br>22,766 | 百万円<br>△3,458 | 百万円<br>21,629 |
| 事業年度中の変動額                   |            |               |               |               |               |               |
| 剰余金の配当                      |            |               | △277          | △277          |               | △277          |
| 当期純利益                       |            |               | 204           | 204           |               | 204           |
| 自己株式の取得                     |            |               |               |               | △0            | △0            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |            |               |               |               |               |               |
| 事業年度中の変動額合計                 | -          | -             | △73           | △73           | △0            | △73           |
| 2026年3月31日期末残高              | 167        | 12,220        | 10,305        | 22,693        | △3,458        | 21,555        |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計     |
|-----------------------------|-----------------|------------|---------------|
|                             | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |               |
| 2025年4月1日期首残高               | 百万円<br>874      | 百万円<br>874 | 百万円<br>22,504 |
| 事業年度中の変動額                   |                 |            |               |
| 剰余金の配当                      |                 |            | △277          |
| 当期純利益                       |                 |            | 204           |
| 自己株式の取得                     |                 |            | △0            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 589             | 589        | 589           |
| 事業年度中の変動額合計                 | 589             | 589        | 515           |
| 2026年3月31日期末残高              | 1,463           | 1,463      | 23,019        |

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

ユタカフーズ株式会社  
取締役会 御中

### ふじみ監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 今井清博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 増田智洋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユタカフーズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

ユタカフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 奥田裕治 ㊟

監査役 花井謙造 ㊟

監査役 中野晴之 ㊟

(注) 監査役花井謙造及び監査役中野晴之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主還元の基本方針として、将来事業への投資や自己資本強化を考慮し、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、今後の対処すべき投資計画と財務状況を総合的に勘案し、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額138,950,420円  
(注) 中間配当金20円を含め年間配当金は1株につき40円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2026年6月25日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | はしもと あつし<br>橋本 淳<br>(1966年4月27日生)    | 1989年4月 東洋水産株式会社入社<br>2007年6月 株式会社酒悦取締役<br>2011年4月 同社代表取締役社長<br>2015年6月 当社代表取締役専務<br>2016年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る                                                                              | 4,000株     |
| 2     | やまもと よしあき<br>山本 芳明<br>(1963年10月28日生) | 1982年4月 東洋水産株式会社入社<br>2010年7月 マルチャン,INC.工場長<br>2013年3月 東洋水産株式会社工務部長<br>2016年2月 同社関西事業部神戸工場長<br>2016年8月 同社関西事業部関西工場長<br>2020年6月 同社焼津工場長<br>2022年3月 当社本社工場長<br>現在に至る<br>2024年6月 当社取締役<br>現在に至る | 一株         |
| 3     | おおしげ ため つぐ<br>大茂 為継<br>(1964年3月17日生) | 1992年9月 株式会社マルモ入社<br>2001年6月 同社取締役<br>2003年6月 同社代表取締役専務<br>2005年7月 同社代表取締役社長<br>現在に至る<br>2014年6月 当社取締役<br>現在に至る                                                                              | 一株         |
| 4     | ひの えみ こ<br>日野 恵美子<br>(1976年4月25日生)   | 2011年4月 福山大学経済学部講師<br>2014年4月 同大学同学部准教授<br>2017年4月 愛知淑徳大学ビジネス学部准教授<br>2023年6月 当社取締役<br>現在に至る<br>2025年4月 愛知淑徳大学ビジネス学部教授<br>現在に至る                                                              | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大茂為継氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ており、同氏が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
3. 大茂為継氏は、長年にわたり株式会社マルモの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、大茂為継氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 日野恵美子氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ており、同氏が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
6. 日野恵美子氏は、大学教授として経営学の分野で高い見識と専門性を有しており、教授としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、日野恵美子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、現在、前記「会社役員に関する事項」(11、12ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。上記の取締役候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役花井謙造氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| はな い けん ぞう<br>花 井 謙 造<br>(1961年 3月 4日生) | 1994年 8月 公認会計士登録<br>現在に至る<br>1998年 6月 税理士登録<br>現在に至る<br>2000年11月 公認会計士・税理士花井会計事務所開設、<br>代表就任<br>現在に至る<br>2021年12月 株式会社TSON社外取締役監査等委員就任<br>2022年 6月 当社監査役<br>現在に至る<br>2024年 5月 株式会社TSON社外監査役就任<br>現在に至る | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 花井謙造氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、花井謙造氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ており、同氏が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 花井謙造氏につきましては、公認会計士、税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
5. 当社は、花井謙造氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、同氏が原案どおり承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、現在、前記「会社役員に関する事項」(11、12ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。花井謙造氏が原案どおり承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<ご参考>

スキル・マトリックス

|       |         |       | 企業経営 | 財務・会計 | コンプライアンス | 営業 | 人事・労務 | 品質・生産・研究開発 | ESG・サステナビリティ |
|-------|---------|-------|------|-------|----------|----|-------|------------|--------------|
| 橋本 淳  | 代表取締役社長 |       | ●    | ●     | ●        | ●  | ●     | ●          | ●            |
| 山本 芳明 | 取締役     |       | ●    |       | ●        |    |       | ●          | ●            |
| 大茂 為継 | 取締役     | 独立・社外 | ●    |       |          | ●  |       |            |              |
| 日野恵美子 | 取締役     | 独立・社外 |      |       | ●        |    | ●     |            | ●            |
| 奥田 裕治 | 監査役     |       |      |       | ●        |    |       |            | ●            |
| 花井 謙造 | 監査役     | 独立・社外 | ●    | ●     |          |    |       |            |              |
| 中野 晴之 | 監査役     | 独立・社外 | ●    | ●     | ●        |    |       | ●          | ●            |

※上記の一覧表は各氏の経験などをふまえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、各取締役及び各監査役の有する全てのスキルや、専門的な知見を表すものではありません。

**株主提案（第4号議案から第5号議案まで）**

※第4号議案から第5号議案は、株主様（1名）からのご提案となっております。なお、各議案の提案の内容及び理由は、提出されたものを原則として原文のまま記載しております。

当社取締役会は、本株主総会における全ての株主提案議案に反対いたします。

**第4号議案 定款一部変更の件①**

(1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| < 新 設 > | <p style="text-align: center;"><b>第7章 少数株主保護</b><br/>(ガバナンス体制の説明)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、東洋水産の上場子会社である限り、少数株主の保護及び支配株主に関する透明性の向上という観点から、毎年、有価証券報告書及び東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書において、以下の事項を具体的かつ詳細に開示する。</p> <p>(1) <u>上場子会社体制を維持する根拠及びその経済的意義</u></p> <p>(2) <u>支配株主からの独立性を確保するために採用している方針、枠組み及び具体的な措置</u></p> <p>(3) <u>支配株主との取引に適用される承認手続の内容</u></p> <p>(4) <u>前号の承認手続に関与する独立社外取締役又は特別委員会の構成及び役割</u></p> <p>(5) <u>支配株主との利益相反を管理するための方針</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>(6) <u>当社が、取締役会の構成を含む現在のガバナンス体制が適切である</u>と考える理由</p> <p>(7) <u>当社が、現金管理又は財務管理の一環として、支配株主又はそのグループ会社に資金を預託する場合、その条件、条項及び根拠を含む当該預託の詳細</u></p> <p>(8) <u>上記2号ないし5号の体制等のいずれかを採用していない場合、その理由</u></p> |

## (2) 提案の理由

当社は支配株主を有する上場子会社であるため、少数株主の保護及び意思決定の独立性・透明性を確保することが重要である。特に大規模投資を行う場合は、この必要性が高い。

当社は、新工場建設の投資について、当初発表の約99億円から約147億円に大幅に増額したが、少数株主保護の観点から当該投資がどのように評価・承認されたかについて、十分に詳細な説明をしていない。また、当社は売上高の60%以上が東洋水産への販売であること、同社との間で関連当事者間の資金取引が存在することを開示している。こうした状況下では、支配株主が新工場の建設に関し、どのように関与したかについて、より明確な開示が必要である。

本提案は、投資家との建設的な対話を促進し企業価値の持続的向上を図るため、取締役会の構成や資金預託の条件・根拠等を含む当社のガバナンス体制について、毎年の詳細な開示を求めるものである。

### ○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定し、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現することとしており、事業活動上、東洋水産株式会社（以下「親会社」といいます。）からの制約はなく、当社独自の経営判断で事業活動、経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えており、上場企業としてのコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、内部監査部門の充実、監査役と会計監査人との連携等による多面的な内部統制システムの構築にも、独自に取り組んでおります。

また、当社と親会社グループとの取引条件は、一般的取引条件と同様に決定することとして指針を定めており、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、コーポレート・ガバナンス報告書においてその内容を記載しております。

また、株式会社東京証券取引所において「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」が設置され、実質的な支配力を持つ株主（「支配的な株主」）を有する上場会社（「従属上場会社」）を巡る最近の事例が示唆する問題点、支配的な株主と従属上場会社の少数株主との間の利害調整の在り方、少数株主保護の枠組み等について議論がされているところであります。

当社としましては、かかる議論の進捗や社会情勢を引続き注視し、当社の企業価値向上による株主共同の利益に適った方策を見定め、然るべく対処してまいり所存ですが、現段階で、提案株主が提案する、支配的な株主との取引に適用される承認手続などの情報開示に関する規定を硬直的に、会社の根幹規範である定款に定めることは、会社の状況に応じた適切な方策を柔軟に行うことが制約される結果となるため、適切ではないと判断しております。

## 第5号議案 定款一部変更の件②

### (1) 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会</p> <p>（2） <u>監査役</u></p> <p>（3） <u>監査役会</u></p> <p>（4） <u>会計監査人</u></p><br><p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>（選任方法）</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p><br><p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会</p> <p>（2） <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p>（3） <u>会計監査人</u></p><br><p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は12名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p><br><p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>3 代表取締役は、当会社を代表し会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集および議長)<br/>第22条<br/>1・2 (条文省略)<br/>3 取締役の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> | <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>3 代表取締役は、当会社を代表し会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集および議長)<br/>第22条<br/>1・2 (現行どおり)<br/>3 取締役の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u></p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>                                        | (削除)                                                                                                                                                                   |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/> <u>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>                                                              | (削除)                                                                                                                                                                   |
| <p>(監査役との責任限定契約)<br/> <u>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除)                                                                                                                                                                   |
| <p>&lt; 新 設 &gt;<br/> &lt; 新 設 &gt;</p>                                                                                                      | <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会<br/> (常勤の監査等委員)<br/> <u>第25条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                                    |
| <p>&lt; 新 設 &gt;</p>                                                                                                                         | <p>(監査等委員会の招集)<br/> <u>第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>&lt; 新 設 &gt;</p>                                                                                                                         | <p>(監査等委員会の決議の方法)<br/> <u>第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>                                                                               |

## (2) 提案の理由

当社の経営陣は親会社である東洋水産の出身であり、当社の売上と原料仕入れはいずれも約60%が同社との取引によるものである。優越的地位にある親会社との利益相反によりコンプライアンス違反が生じるリスクは極めて高い。

当社は、2022年6月に突如発表した新工場計画（当初投資予定額99億円）において、引き続きガバナンス不全を露呈した。2025年3月には147億円への増額が突然発表されたが、少数株主に対して、その根拠と正当性を十分に説明していない。さらに、当社は、期待される投資収益や同決定への親会社の関与についても未だに説明しておらず、基本的なガバナンスと情報開示が欠如している。

これは当社の将来に関する極めて重要な問題であり、コーポレート・ガバナンス強化が喫緊の課題であるため、妥当性監査をも職責とする監査等委員会設置会社への移行を改めて提案する。

### ○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、法令順守の重要性に鑑み、監査役が独任制の強固な権限に基づいて監査を行うことができる監査役会設置会社を選択して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の明確化を図ったうえで、さらに、社内取締役の員数と同数以上を独立社外取締役として取締役会を構成することにより取締役会における経営の効率性・機動性の確保と少数株主保護の実現を両立させております。

当社の監査役は3名体制ですが、社内監査役を1名とし、社外監査役を2名として監査役会の過半数が独立社外監査役で構成されており、社内監査役である常勤監査役が経営会議等の社内の主要な会議にも陪席し適宜発言を行うとともに、適時に社外監査役と認識共有して指摘があればそれを執行サイドにフィードバックするなど、執行サイドのモニタリングを行っております。さらに、内部監査部による内部監査の結果は監査役に共有され、監査役が必要と認めた場合、内部監査部に必要な事項を直接指示することができる体制を構築することにより、自発的な内部統制のチェック機能を強化しております。

もとより利益相反取引等のコンプライアンス違反といった法令違反は適法性監査を職責する監査役によって遍く監査されておりますが、さらに、以上のような仕組みを持つ当社の監査体制は、経営監視機能の観点からしても有効かつ実効的に機能していると判断しております。

そのような当社の監査体制の下で、さらに、当社は、取締役会における経営の意思決定での少数株主保護を確保することができる仕組みを採用しております。すなわち、当社の取締役のうち、社内取締役の員数を業務遂行上必要最小限度に止めるとともに、社内取締役の員数と同数以上の社外取締役を招聘することとして取締役会の半数以上が他社での豊富な経験や知見を有している社外取締役で占められる体制とすることで、出席取締役の過半数の賛成で決議が成立する取締役会における当社の経営の意思決定に当たって少数株主保護の観点から社外取締役のみの判断で、これを差し止めることができるようにし、取締役会における経営の意思決定での少数株主保護を確保するコーポレート・ガバナンス強化を図っております。

当社としては、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に向け、当社の機関設計についても不断に検討を行っていく所存ではございますが、現状の体制としては、以上に述べたとおり、監査役会設置会社が適切であり、現時点では、監査等委員会設置会社に移行する必要はないと判断しております。

以上

# 株主総会会場のご案内

会 場 愛知県知多郡武豊町字大門田11番地  
武豊町民会館 輝きホール



## 交通機関

名鉄河和線 知多武豊駅よりタクシーで5分  
JR武豊線 武豊駅よりタクシーで7分  
南知多道路 武豊ICより車で5分

※名鉄知多武豊駅及びJR武豊駅からの送迎は、従来通りさせていただきます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

